

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 日立市 (都道府県: 茨城県)

本事業の担当部局名 保健福祉部子ども局子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	日立市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度	平成 28 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	32,199,000				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 本市では、平成27年に「日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成31年の目標値として出生者数1,275人、婚姻数800件を掲げ、平成28年度より本事業を開始したほか、各種取組を推進してきた。しかしながら、茨城県人口動態統計によると平成31年の実績値として、出生数が909人、婚姻数が683件と目標値を大幅に下回り、さらに最新の令和3年の実績値が出生数が851人、婚姻数が517件と、減少傾向が続いている状態であり、少子化対策が急務となっている。				
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 令和6年度予算編成方針において、「重点予算項目」の第1の柱として「地方創生・人口減少対策」が掲げられており、その施策の1つ目として「出会い応援・子育て支援」が挙げられている。本項目において、結婚から子育てまで切れ目のない支援に引き続き取り組むことで、「子育てするなら日立市」と思われるよう、全ての子どもが健やかに育つことができる環境の更なる充実を図ることとしている。 <本個別事業の位置付け> 日立市総合計画では、基本構想における施策の大綱の1番目として「医療・福祉」分野を掲げており、その施策の1つ目として「出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援」を進めていくこととしている。また、第2期日立市まち・ひと・しごと・創生総合戦略においても、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標に掲げ、若者同士の出会い・結婚応援に係る様々な取組を行うこととしており、その取組の一つとして本事業が位置付けられている。				
個別事業の内容	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】				
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合		
【対象費目】					
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
【継続補助】					
継続補助規定の有無 有					
※(注)3 【その他独自要件】					
住宅購入費用に係る初期費用の内、国庫補助対象外の経費(クリーニング費用、鍵交換費用、駐車場代)及び新生活に必要な家具・家電の購入費用を対象とし、200,000円を上限とする独自の補助を実施する。					

2. 申請見込

①新規世帯見込

70	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	25 世帯
その他	45 世帯

②継続世帯見込

20	世帯
----	----

【世帯数積算根拠】

申請見込については、令和4年度の当事業における支給実績等を引用して積算

(参考)

【令和5年度申請状況】

	実施中	
申請世帯数見込	105	世帯
～12月(実績)	7	世帯
1月～3月(見込)	98	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	25	世帯	×	600,000	円	=	15,000,000	円
(その他)	45	世帯	×	300,000	円	=	13,500,000	円
				(継続補助)			3,699,000	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市ホームページへ情報掲載を行うほか、事業の周知チラシを作成し、婚姻届の提出時等に配布する。

KPI項目		単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	20～30歳代の女性1,000人当たりの出生率	%	77.45 (令和8年)	63.00 (令和3年)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率	%	1.2 (令和2年)		
	婚姻件数	件	517 (令和3年)		
	婚姻率	%	3.1 (令和3年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値	
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100 (令和4年)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	51 (令和4年)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	95	91 (令和4年)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	茨城県の公共施設等(いばらき出会いサポートセンター等)におけるチラシの配布及び茨城県ホームページへの情報掲載を依頼する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内結婚式場等に対してチラシ配布等の協力を依頼し、本事業の周知を図る。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。